

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条第9項に基づく県民の皆様への協力要請

- ・ 不要不急の県外への外出は自粛すること
- ・ 特に「3つの密」のある場及び感染が流行している地域への移動は極力自粛すること
- ・ マスク着用、手洗い、人と人との距離の確保等の感染防止対策を徹底すること ・ ステッカーを掲示していないなど、感染防止対策のできていない「特定の飲食店」（「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」令和2年7月17日付け内閣官房事務連絡）の利用を自粛すること
- ・ 県外在住の親戚等へ、お盆期間等の帰省を控えるよう呼びかけること
- ・ 親族行事においては、多人数（10人以上）での会食を控え、発熱やかぜの症状がある場合は行事に参加しないこと
- ・ 帰宅直後の手洗いや入浴、発熱等の症状がある同居者と部屋を分けるなど、家庭内における感染防止対策を徹底すること
- ・ 高齢者、基礎疾患を有する方及びその御家族の方は、外出の際は感染防止対策を特に徹底すること

2 特措法第24条第9項に基づく事業者への協力要請

- ・ 「特定の飲食店」においては、感染拡大予防ガイドラインや県が示すチェックリスト等による感染防止対策を徹底するとともに、それが県民に分かるよう、令和2年7月30日付けで通知したステッカー等を掲示すること
- ・ 企業及び事業所等においては、感染防止対策を実践すること
- ・ 社会福祉施設及び医療機関においては、施設内感染や院内感染を防止する対策の徹底をすること
- ・ 事業所や施設内における感染防止対策の具体化及び実施を行うこと
- ・ 感染者や有症状者等が発生した場合の、事業所内での連絡体制や事業休止のルール等を定めておくこと
- ・ 感染者等が発生した場合の、対策責任者や対応者等を定めておくこと

3 特措法第24条第9項に基づく催事等の開催に係る主催者への協力要請 ・ 感染防止対策の徹底ができない催事は自粛すること。また、延期できる催事は 極力延期すること